

発議案第32号

秋葉市長に対する問責決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	横 山 博 美	印
賛成者	八千代市議会議員	木 下 映 実	印
	同	西 村 幸 吉	印
	同	山 口 勇	印
	同	堀 口 明 子	印
	同	三 田 登	印

提案理由

秋葉市長による不適切な行政運営により、市民の市政に対する信頼が損なわれていく一方である。

よって、秋葉市長の問責を決議する。

これが、本案を提出する理由である。

秋葉市長に対する問責決議

秋葉市長は、これまで市長就任時から続く不適切な行政運営により、市政を混乱させてきたところであるが、またしても、市民の市政に対する信頼を損なわせる事案が発生した。その内容は下記の3点である。

記

1. 秋葉市長の公文書改ざん問題について

秋葉市長の公文書改ざん問題について、事態を重く見た議会は、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任した、秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会を設置し、一年近くにわたる調査を行ってきた。

その調査の一環として、秋葉就一氏に対して証人尋問を実施したところであるが、委員会による調査の結果、証言の中で虚偽である箇所が認められたことから、議会は、同条第9項に基づき千葉地方検察庁に告発する運びとなった。市政を著しく停滞させ、市民の不信感を募らせた秋葉市長の罪は重い。

2. 秋葉市長による公用車不適切使用について

秋葉市長は、祭り会場移動の際、公用車を不適切に使用したとして、新聞にて大きく報道された。本件については、議会としても看過できない問題と判断し、市長に対して本会議最終日で説明するよう求めたところである。

しかしながら、市長からは、この要請に応じない旨の回答があった。そもそも地方公共団体の長は、何らかの問題が発生すれば、市民及び議会に対して、十分な説明を行う政治的責任を常に負っているものである。当然に負う責務を果たそうとしないその姿勢は、首長としての資質を疑うものである。

3. 平成27年度決算の不認定について

財政リスク回避戦略キックオフ2014について、昨年の決算審査特別委員会の場で、秋葉市長は「平成27年度決算を報告するころには当然成果が出ている」との答弁を行った。しかしながら、平成27年度決算審査の結果、

さしたる成果は見られず、その検証すら行われていなかった。議会として、同戦略は、不要に市民の不安をあおるだけのパフォーマンスと再確認したところである。

また、自身の主張を正当化するため、一般・特別会計間の不適切な会計操作を行った点についても指摘し、平成27年度決算は不認定との結論に至った。自身の政治的パフォーマンスに固執する余り市政を混乱させたことは、許されるものではない。

よって、議会は秋葉市長に対して上記3件についての猛省を促すとともに、今後は、市長の重責を十分理解した上で行政運営に当たるよう強く求める。

以上、決議する。

平成28年9月28日

八千代市議会